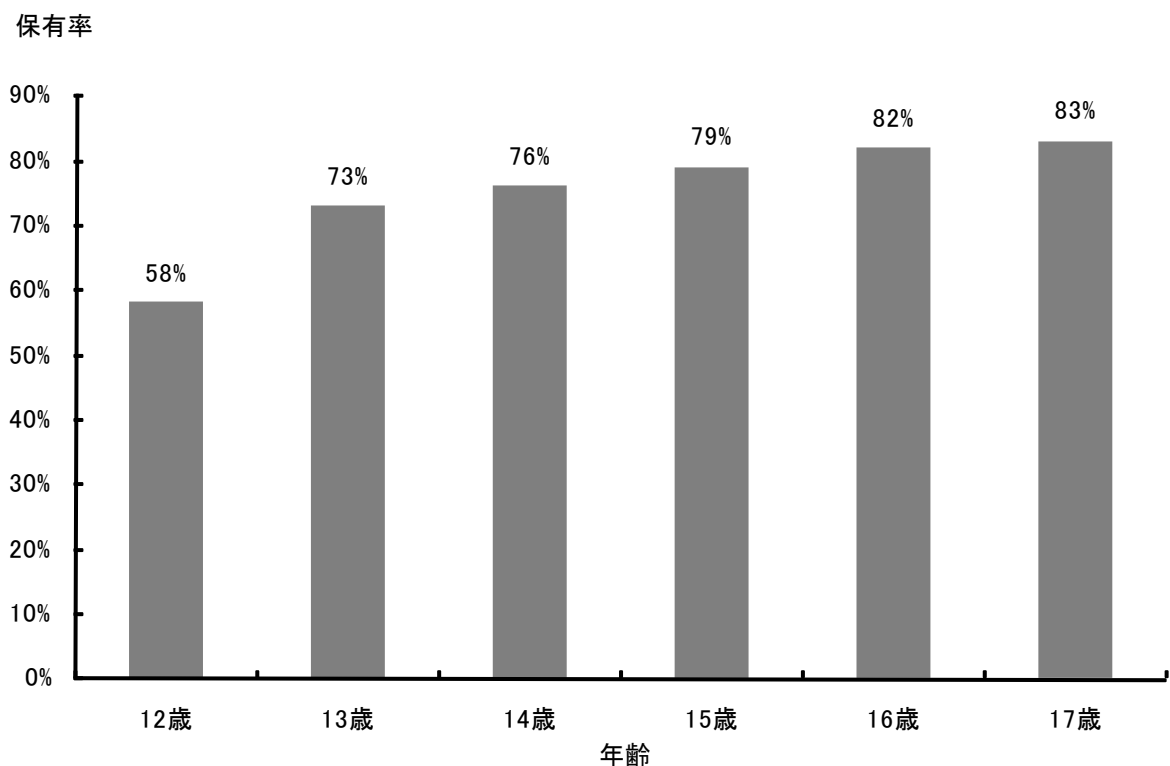


1.1.3 青少年の携帯電話利用数・利用率²⁶

ピュー・インターネットの「ソーシャル・メディアと青年 2010 (Social Media and Young Adult 2010²⁷)」によると²⁸、12～17歳の10代の携帯電話の所有率は、ここ数年は増加傾向にあり、2009年現在、16歳以上の青少年の携帯電話の所有率は80%を超えている(図表3)。

図表3 10代の年齢別携帯電話の保有率(2009年)



出所：ピュー・インターネット：Social Media and Young Adult2010

²⁶ テキサス州でも、年齢別の携帯電話の利用数と利用率は、年齢別の携帯電話の利用数と利用率は、州政府が統計を取っていないため、不明である。テキサス州検事局事務所担当者へのヒアリング(2010年11月22日)。

²⁷ Part 2: Gadget ownership and wireless connectivity,
<http://www.pewinternet.org/Reports/2010/Social-Media-and-Young-Adults/Part-2/1-Cell-phones.aspx?r=1>

²⁸ ピュー・インターネットでは青少年のソーシャル・メディアに関する活用や行動パターンなどに関する調査を実施し、2010年にその結果をまとめ発表している。(2009年6月～9月に実施した12-17歳まで800名に対して行った調査、および、2009年8月～9月に実施した18歳以上2253名に対する調査)
http://www.pewinternet.org/~media/Files/Reports/2010/PIP_Social_Media_and_Young_Adults_Report_Final_with_toplines.pdf

最初に調査を行った2004年では、携帯電話を所有している10代の青少年の割合は45%にすぎなかったが、2006年にはそれが63%に、さらに2008年には71%と、徐々に10代の携帯電話の所有率が増加してきた。

また年齢別に見ると、2004年における12歳の子どもの携帯電話所持率は18%で、17歳は64%であったが、2009年9月現在、12~17歳の携帯電話の所有率は、12歳が58%、17歳が83%となっており、携帯電話所持の低年齢化が進んでいる。

他方、The Nielsen Company 社²⁹（以下、Nielsen）が2009年に行った調査³⁰でも、自分専用の携帯電話を所有している10代の者は77%に上り、さらに11%が、定期的に携帯電話を借りているとされている。

また、同社³¹によると、10代の携帯電話利用者のうち83%が、ショート・メッセージ・サービス（SMS）などのテキスト・メッセージを利用しており³²、さらに、その56%がマルチメディア・メッセージ・サービス（MMS/画像）機能の付いたメッセージを使用している。2009年現在、携帯電話を利用している10代についてみると、通話は1ヶ月当たり平均191件に対して、テキスト・メッセージの送受信は1ヶ月当たり平均2,899件とされる。このテキスト・メッセージの平均利用件数は、2007年（第一四半期）から2009年（第一四半期）にかけ6.7倍に増えたが、これに対して通話件数は、過去から横ばい状態（むしろ減少）となっている。10代の者にとってテキスト・メッセージは、日常生活の中で必要不可欠なテクノロジーとなっていると言える。

²⁹ Nielsen 携帯電話部門の Director of Insights のニコラス・コービー (Nicholas C Covey) へのヒアリング (2009年8月3日)。

³⁰ Nielsen では特に10代を中心とした青少年携帯電話の所有率やその利用方法などを調査し続けている。(インターネット、記述回答などによる調査)

³¹ 10代に関するインサイト記事では「10代の神話を打ち破る (Breaking Teen Myths)」などがある。以下の文献を参照。

http://en-us.nielsen.com/content/dam/nielsen/en_us/documents/pdf/Consumer%20Insight/Consumer%20Insight%20August%202009.pdf P 29

Breaking Teen Myths, http://blog.nielsen.com/nielsenwire/online_mobile/breaking-teen-myths/

Below The Topline: From the 2009 Generation Gap to the 2020 Great Divide,

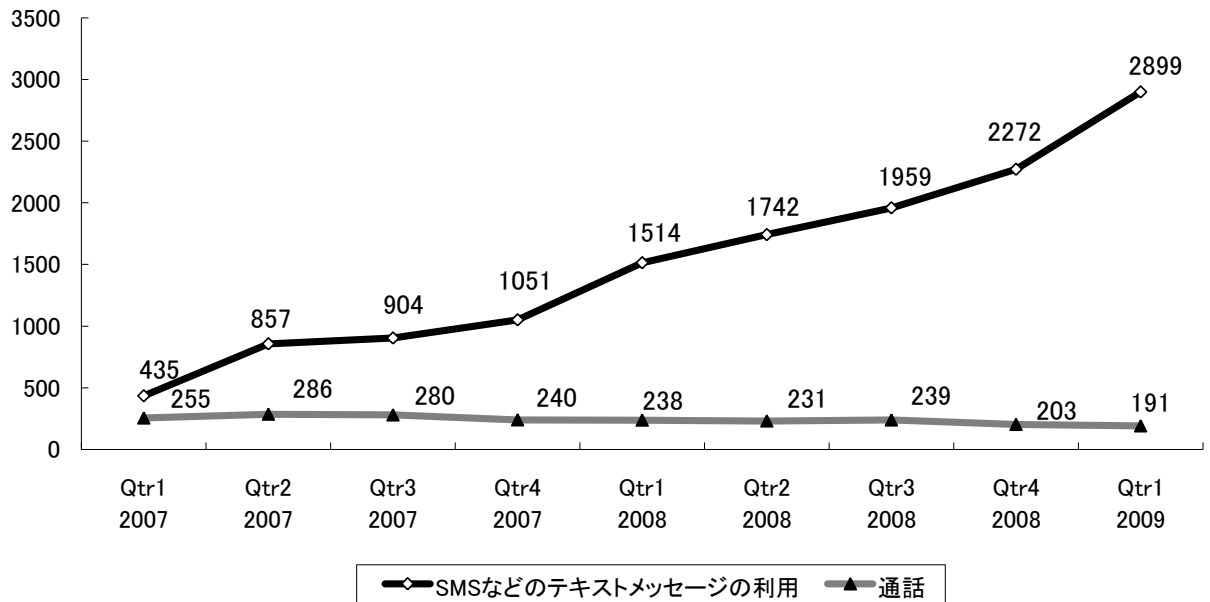
<http://blog.nielsen.com/nielsenwire/nielsen-news/from-the-2009-generation-gap-to-the-2020-great-divide/>

Breaking Teen Myths, How Teens Use Media, [http://blog.nielsen.com/nielsenwire/online_mobile/breaking-teen-myths/How Teens Use Media, http://blog.nielsen.com/nielsenwire/reports/nielsen_howteensusemedia_june09.pdf](http://blog.nielsen.com/nielsenwire/online_mobile/breaking-teen-myths/How%20Teens%20Use%20Media.pdf)

Nielsen Mobile Critical Mass, <http://www.nielsenmobile.com/documents/CriticalMass.pdf>

³² テキスト・メッセージなどの短いテキストを携帯電話で利用するサービスをショートメッセージサービス、略してSMSと呼称している。

図表 4 13~17歳の米国10代の1ヶ月の携帯電話によるテキスト・メッセージと電話の平均利用数



出所：Average Number of Monthly Texts and Phone Calls - US Mobile Teens 13-17

また、PPICによると、カリフォルニア州における³³州民全体の携帯電話の利用状況は以下のとおりである。2009年現在、カリフォルニア州民の84%が携帯電話を利用しており、そのうち、テキスト・メッセージを利用している者は65%、携帯電話によりインターネットへアクセスしている者は30%、携帯電話によりメールを送受信している者は29%となっている³⁴。

³³ カリフォルニア州個人情報保護室へのヒアリング（2010年11月18日）。年齢別の携帯電話の利用数と利用率は、州政府が統計を取っていないため不明である。

³⁴ PPIC 2009年2月 <http://www.ppic.org/main/pressrelease.asp?i=950>

1.1.4 青少年のインターネット利用に伴う青少年の生活等への影響³⁵

Nielsen社によると³⁶、10代の青少年の一日の平均的なメディアへのアクセスは、テレビが200分、コンピューターの使用が52分、携帯電話の通話が6分、テキスト・メッセージの送受信が96件、コンソール・ゲーミングが25分となっている。

また、ボール州立大学 (Ball State University)が2007年9月にまとめた「高校生とメディア (High School Media Too)」によると³⁷、米国の高校生が学校にいる時間と宿題に費やす時間は、合わせて10.56時間 (1日の44%の時間) であるのに対して、メディアへのアクセスには1日4.56時間 (1日の19%) となっている³⁸。

同研究は、3年以上にわたり800人以上の10代の青少年とその保護者に対して、対面インタビューやフォーカス・グループ・インタビュー³⁹を行い、また、子どもがMySpaceやFacebook、YouTubeなどのコミュニティサイトにアクセスしている様子を、保護者が5,000時間以上にわたり観察して、子どもがデジタル・メディアにどのような目的でかかわっているか、毎日、報告してもらう方法で調査を行っている。

インターネットの過度な利用については一般的に青少年の生活への悪影響を及ぼすのではないかと懸念されているが、インターネット上で過ごす時間は、10代の青少年にとって必ずしも無駄ではないという結果が、カリフォルニア州立大学アーバイン校の共同研究「10代の成長にとって何故インターネット上での時間が重要か(Why Time Spent Online Is Important for Teen Development)」⁴⁰によって検証されている。

³⁵ カリフォルニア州では、インターネットの利用に関する教育・啓発に力を入れているが、インターネットが青少年にどのような影響を与えているか、などの情報は有していない。

カリフォルニア州個人情報保護室へのヒアリング (2010年11月18日)。
テキサス州の検事局事務所によれば、同州ではインターネット犯罪の取り締まりなどは積極的に行っているが、インターネットの青少年への影響などに関して詳しい情報は把握していない。

テキサス州検事局事務所担当者へのヒアリング (2010年11月18日)。

³⁶ 前述のNielsenでは特に10代を中心とした青少年携帯電話の所有率やその利用方法などを調査し纏めている。

³⁷ ボール州立大学 (Ball State University)が2007年9月にまとめた「高校生とメディア」では、特に高校生がどのようにメディアを利用しているかの調査を行っている。

³⁸ Eight Ways to Reach Teens by Heidi Cohen 2009年7月27日

<http://www.clickz.com/clickz/column/1710603/eight-ways-reach-teens>

³⁹ 数名の一般の参加者に集まってもらい、特定のテーマについて質問を行いディスカッション形式で調査をする方式。

⁴⁰ John D. and Catherine T. MacArthur Foundation、以下マッカーサー財団 2008年11月20日

「イトー・ミズホ研究員にインタビュー (Mizuko Ito on Why Time Spent Online Is Important for Teen Development)」

http://www.macfound.org/site/c.1kLXJ8MQKrH/b.4773383/k.8CB5/Mizuko_Ito_on_Why_Time_Spent_Online_Is_Important_for_Teen_Development.htm

同研究によれば、通常、大人がオフラインで習得する重要な社会的、技術的なスキルを、10代の青少年はインターネット上で習得している、としている。社会的なスキルは、どのように他人と接する課などのネットワーク、人脈作りなどの社交的なスキルで、技術的なスキルは、コンピューターなどのテクノロジーに関する技術におけるスキルを身につけるということである。青少年がインターネット上で社交スキルを習得していることは、大人からすると理解しがたく、見過ごされがちであるが、そこに青少年と大人との意識の差があると同研究は指摘している。

同研究によると、10代の青少年がデジタル・メディアを利用する理由は「交友」と「関心」の2つに大別される。ここでいう「交友」目的とは、端的に言うと、既存の友人と共に「時間をつぶす」ことであるが、ここでいう「関心」目的とは、学校の仲間以外の友人とインターネット上でコミュニケーションを取ることである。

同研究では、10代の青少年にとって、インターネットを含むデジタル・メディアは、以下のような効果があるとされる。

- インターネットは、他人からのフィードバックを相互に受け取れる公共の場所を提供している。
- インターネット上で青少年は互いの権威を尊重し、大人達からではなく、互いに学ぶ動機を持つことになる。
- 青少年は、インターネットで自分の関心事を共有する他の地域や違う年齢の人々と接触することができ、地元の仲間集団では人気が無く評価されていないような関心事でも、追求することができる。
- 天文学・創作ライティング・外国語など、学習機会が豊富である。

このように、青少年の生活においてインターネット上の社会は必要不可欠な要素となっている。

他方、インターネットの利用において、青少年の生活への悪影響を懸念する精神医学の専門家もいる。例えば、「青少年のインターネット使用：危険と機会 (Youth Internet Use: Risks and Opportunities⁴¹)」という2009年の報告書は、インターネット上において青少年はハラスメント、ネットいじめ、性的な勧誘などのリスクと遭遇する危険性があると共に、インターネット依存症に陥るなどの精神面における危険性があると指摘している。

インターネット依存症の症状としては、例えば、現実逃避やインターネットのことを始

⁴¹ 以下の2名の精神科医の共著によりロサンゼルスデジタル・メディア・センターで発表された、青少年のインターネット使用で悪影響、好影響の報告書。From Current Opinion in Psychiatryより Shu-Sha Angie Guan (Children's Digital Media Center, Los Angeles, USA) / Kaveri Subrahmanyam (California State University, Los Angeles and Children's Digital Media Center, Los Angeles, CA, USA)の共著。
1 ページ目 : <http://www.medscape.com/viewarticle/704888>
2 ページ目 : http://www.medscape.com/viewarticle/704888_2

終考えていたり、インターネットが利用できない状況にあると不快な状態に陥ったり、やめたいと思ってもインターネットの使用をやめられないなどが挙げられている。また、その他に、学業成績が落ちたり、長時間のインターネットの利用が原因で睡眠不足が起こったり、また、憂鬱状態になる場合もあるという。

インターネットの利用において、青少年の生活に与える影響は個人差があるものの、同研究によれば、有効な介入を展開しながら、最も影響を受けやすい青少年を特定することが重要である指摘している。ただし、インターネットへの依存症のリスクの影響についての研究は未だ始まったばかりであり、さらなる研究の余地があるとも同報告書は述べている。

1.1.5 インターネット上のウェブサイトを利用して児童買春などの犯罪被害に遭った青少年の数・実態

米国連邦捜査局 (Federal Bureau of Investigation, FBI) の Innocent Images National Initiative (以下、IINI⁴²) では、犯罪被害にあった 12～17 歳の青少年の数や実態を公表している。IINI とは、連邦捜査局の Cyber Crimes Program の一部で、インターネット上における児童ポルノや児童性的搾取 (CP/CSE) を取り締まる機関であり、そこでは全米及び世界の事例を収集し分析等も行っている。

IINI が取り扱ったインターネット上における児童ポルノの処理件数は、1996～2007 年の間に年間 113 件から 2,443 件と、10 年間で約 21 倍も増加し、累計で 20,134 件となっている。

図表 5 1996～2007 年の児童ポルノ事件の処理件数の推移

項目	増加率	増加数
処理されたケース	20.62 倍	113→2,443 に増加
情報と告発	10.03	99→1,092 に増加
逮捕・場所の追跡・出頭命令	25.01 倍	68→1,769 に増加
有罪判決、公判前手続きの転用	14.04%倍	68→1,023 に増加

出所：FBI、<http://www2.fbi.gov/publications/innocent.htm>

⁴² Innocent Images National Initiative、<http://www2.fbi.gov/publications/innocent.htm>

図表 6 1996～2007 年の児童ポルノ取締り件数（累計）

項目	数
処理されたケース数	20,134
情報と告発の数	6,844
逮捕・場所の追跡・出頭命令の数	9,469
有罪判決、公判前手続きの数：	6,863

出所：FBI、<http://www2.fbi.gov/publications/innocent.htm>

なお、IINI が扱ったインターネット上における児童ポルノに関連する事件は、Cyber Crimes Program で扱われた全捜査の 39%（2007 年度）を占めている。

また、1998年に合衆国法典によって設立された全米失踪・被搾取子どもセンターが運営するサイバー・チップラインでは、2001から2008年までに、児童ポルノと疑われる事例や、その他の児童搾取犯罪に関わるケースが650,000件も報告されている。その報告の84%は、児童ポルノの所有・制作・配布などが関連している。なお、サイバー・チップラインへの報告は、一般市民からのものと、米国を拠点とする電子サービス・プロバイダ(Electronic Service Providers、ESPs⁴³)からの報告により構成される⁴⁴。

米国商務省電気通信情報局が2010年6月に発表した「インターネット上での生活における青少年の安全性：オンラインの安全と技術に関する専門部会による報告書（Youth Safety on a Living Internet: Report of the Online Safety and Technology Working Group、OSTWG⁴⁵）」によると、サイバー・チップラインが2005年～2010年までに受けた報告の44%は、プロバイダから提出されたものである。報告の過程では、児童ポルノと疑わしい画像やビデオが、電子サービス・プロバイダ（ESP）によってインターネット上から削除され、その内容がサイバー・チップラインに報告されている。

⁴³ インターネット・サービス・プロバイダを含むニュースやメールを提供するプロバイダにいたる業者を電子サービス・プロバイダと呼称している。

⁴⁴ NCME Every child deserves a safe childhood、
http://www.missingkids.com/en_US/publications/NC171.pdf
 NCME Statistics、

http://www.missingkids.com/missingkids/servlet/PageServlet?LanguageCountry=en_US&PageId=2810
 NCME Online Victimization of Youth:Five Years Later、
http://www.missingkids.com/en_US/publications/NC167.pdf

⁴⁵ NTIA Youth Safety on a Living Internet、
 (http://www.ntia.doc.gov/reports/2010/OSTWG_Final_Report_060410.pdf P95)
 Wired Safety、http://www.wiredsafety.org/miscdocs/OSTWG_Final_Report_060410.pdf

また、サイバー・チップラインによる青少年のインターネット上での性的搾取の犠牲者調査⁴⁶では、以下の実態が明らかになっている。

- インターネットを利用している約7人に1人の青少年(10～17歳)が、性的な勧誘又はアプローチを受けている。
- 青少年の4%は、インターネット上で攻撃的かつ性的な勧誘を受けており、搾取者が青少年に会うように勧誘したり、電話したり、金銭を送るなどの行為を行っている。
- インターネット上では、その利用者の34%が、社会的に好ましくない性的な素材(裸体や性行為をしている写真)の露出を行っている。
- 好ましくない性的素材に遭遇した青少年の27%が保護者に報告しているが、こういった体験は、青少年にとっては精神的な打撃を与えるもので、青少年が実際に脅威などを感じた場合には、保護者にその事実を報告する割合は42%と増加している。

図表 7 ESPによりサイバー・チップラインに提出された画像やビデオの数

年	ESPにより提出された画像やビデオの数
2005	501,587
2006	1,043,144
2007	1,830,961
2008	609,206
2009	700,939
2010*	390,393
合計数	6,571,627

※2010年は第1四半期のみ

出所：米国商務省、電気通信情報局の
Internet and reported to the CyberTipline along with details of the incident

⁴⁶ 青少年のインターネット上での犠牲者に関して、2006年にNCMがこれまでの統計を纏めて発表したりサーチ。(2005年5月～6月に実施された全米在住で、インターネットを利用している10-17歳の少女に対するグループ・インタビュー)。

「NCME How many children are victims of online sexual exploitation?」
http://www.missingkids.com/missingkids/servlet/PageServlet?LanguageCountry=en_US&PageId=2810#6
[David Finkelhor, Kimberly J. Mitchell, and Janis Wolak. Online Victimization of Youth: Five Years Later. Alexandria, Virginia: National Center for Missing & Exploited Children, 2006, pages 7-8, 33.]

図表 8 サイバー・チップラインに報告された件数

年	一般市民からサイバー・チップラインへの報告	ESPからサイバー・チップラインへの報告	サイバー・チップラインが受け取った報告の合計数
2005	39,112	31,656	70,768
2006	44,419	32,165	76,584
2007	69,414	35,847	105,261
2008	68,869	33,160	102,029
2009	58,492	61,055	119,547
2010*	17,875	27,144	45,019
合計数	456,434	357,743	814,177

※2010年は第1四半期のみ

出所：米国商務省、電気通信情報局の
Internet and reported to the CyberTipline along with details of the incident

図表 9 サイバー・チップラインに報告された 2008 年度の内容別報告件数

事件のタイプ	数
児童ポルノ（所持・製造・配布）	85,301
児童買春	1,117
子ども関連の性交目的の旅行	392
子どもへの性的いたずら（家庭外）	1,945
インターネット上の子どもへの性的行為の誘惑	8,787
子どもに送られた迷惑わいせつ物	1,306
虚偽的ドメイン名	2,456
インターネット上の虚偽的文書やデジタル画像*	725
合計	102,029

※2008年10月24日に追加された新しい報告カテゴリー

出所：CyberTipline: Annual Report Totals By Incident Type

他方、ニューハンプシャー大学の「Crimes against Children Research Center」では、インターネットを利用した犯罪の逮捕者の数などをまとめている。インターネットを通じて被害者と知り合った児童虐待の検挙件数は、2006年に615件である。その他にもインターネットのチャット・ルームなどで警察が行ったおとり調査による検挙件数は2006年の1